

令和7年度 労務部研修会開催（ハラスメント）のご案内 無料

業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、精神障害による労災認定件数は令和6年度に1,055件と過去最多を記録し、職場におけるメンタルヘルス対策の一層の推進が求められています。また、令和7年6月11日には労働施策総合推進法が改正され、カスタマーハラスメント防止のため、事業主に雇用管理上の措置が義務付けられるなど、ハラスメント対策の強化が図られています。

このような状況を踏まえ、当協会では事業場におけるハラスメント対策の取組を推進することを目的に、下記のとおり研修会を開催いたします。貴社のハラスメント対策の取組に、是非ご活用ください。

記

1 日 時 令和7年11月5日（水） 13時30分～17時（予定）

2 場 所 ウエルネージかこがわ 1階マリンガホール
（加古川市加古川町篠原町 103-3）

3 定員 100名（参加無料）

4 内容

(1) 精神疾患の労災請求事案の推移・認定基準

講師 加古川労働基準監督署 内田署長

(2) ハラスメントの事例・対策

講師 兵庫労働局雇用環境・均等部 澤田指導官

(3) 企業における主にカスタマーハラスメントの事例・対策 企業の事例を踏まえて

講師 社会保険労務士 ハルカゼ社労士事務所 上林代表

【上林氏プロフィール】

2003年大学卒業後、不動産会社の新規事業としてホテル事業部に就職。すぐにビジネスホテル支配人（全108室）に就任。4年目にビジネスホテル2号店（全113室）を立ち上げ。その後2店舗の管理を続けながら2014年社会保険労務士試験に合格。

2015年にはリゾートホテル（宿泊・レストラン・宴会場・大浴場・ブライダル）へ進出し、ここでも支配人を経験。

2018年社労士法人へ転職、コロナ禍において翻弄される中小企業へのサポートを経験。

2023年1月1日 ハルカゼ社労士事務所開業。

5 申込方法（申込期限 10月31日（金））

参加申し込みは、1社2名以内でお願いします。定員に達した場合は、締切日前であっても受付を終了いたします。その際、当協会事務局からご連絡をさしあげます。申込要領は、下記「参加申込書」にご記入のうえ 10月31日までに加古川労働基準協会事務局宛てFAX（079-421-7601）にてお知らせ下さい。

問合せ先 加古川労働基準協会 TEL079-421-0102

「令和7年度 加古川労働基準協会労務研修会」参加申込書

加古川労働基準協会事務局宛て（FAX：079-421-7601）

会社・事業所名

申込者氏名

TEL

FAX

参加者職氏名

参加者職氏名		